

新見市教育委員会 3月定例会 会議録 【 公 開 用 】

1 日 時 令和2年3月16日(月) 午後3時30分から

2 場 所 新見市役所南庁舎 3階会議室3C

3 出席委員の職・氏名

教 育 長	城井田 二 郎
職務代理者	松 井 健 一
委 員	住 本 克 彦
委 員	溝 尾 妙 子
委 員	長 谷 川 綾

4 欠席委員の職・氏名 なし

5 説明のため出席した者の職・氏名

教育部長	鹿 島 隆
教育総務課長	高 瀬 広 視
学校教育課長	上 田 博 文
生涯学習課参事	竹 元 涉
教育総務課庶務係長	三 村 真 司

6 記 録

午後3時30分 着 席

(令和2年3月16日(月) 午後3時30分から午後5時06分)

1 開 会

2 教育長あいさつ

3 前会会議録の承認

高瀬課長 (新見市教育委員会 2 月定例会会議録により、前会会議録の承認、議案 1 1 件、協議・報告 2 件等について説明を行う。)

城井田教育長 前会会議録は承認と決し、次に教育長報告に移ります。

4 教育長報告

城井田教育長 (前会の教育委員会以降の主な行事、会議等について報告を行う。)

それでは、事務局報告をお願いします。

5 事務局報告

各事務局員 (教育部長、生涯学習課長、教育総務課長、学校教育課長の順に報告を行う。)

城井田教育長 それでは、「6 議事」に移ります。

「議第 1 8 号 令和元年度末教職員人事異動の内申について」についてですが、本件は人事に関する案件であるため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 4 条第 1 項第 7 号」及び「新見市教育委員会会議規則第 1 4 条」に基づき非公開での報告としたいので決議をお願いします。

各委員 (異議無しの声)

城井田教育長 それでは、全会一致で「議第 1 8 号」は非公開での審議といたします。

6 議 事

議第 1 8 号 令和元年度末教職員人事異動の内申について

上田課長 (高瀬課長、名越課長、三村係長が退席した後、令和元年度末教職員人事異動の内申について資料に基づき非公開で審議を行い、承認となる。)

城井田教育長 次に順番を変えて、先に生涯学習課が付議している議案から審議いただきます。

「議第 2 4 号」の説明をお願いします。

議第 2 4 号 新見市哲多総合センター条例施行規則の一部を改正する規則について

竹元参事

議第 2 4 号 新見市哲多総合センター条例施行規則の一部を改正する規則について説明させていただきますので、資料をご覧ください。この度の改正は、来年度から始まる会計年度任用職員制度に伴いそれぞれ該当の条項について改正するものです。以上です。

城井田教育長

ただいまの説明について、委員の皆様から何かご質疑がありますか。

各委員

(無しの声)

城井田教育長

無いようですので、議第 2 4 号は承認とします。
次に「議第 2 5 号」の説明をお願いします。

議第 2 5 号 新見市スポーツ推進委員の選任について

竹元参事

議第 2 5 号 新見市スポーツ推進委員の選任について説明させていただきますので、資料をご覧ください。新見市スポーツ推進委員については、本年 3 月末で任期が満了となります。つきましては、名簿の方々に令和 2 年 4 月から 2 年間、委員を委嘱するものです。名簿の 2 7 番から 3 1 番の 5 名の方々が新しい方で、4 名の方がなかなか参加出来ないという申し出を受けて交代される方で、1 名が体調不良により交代される方です。以上です。

城井田教育長

ただいまの説明について、委員の皆様から何かご質疑がありますか。

各委員

(無しの声)

城井田教育長

無いようですので、議第 2 5 号は承認とします。
次に「協第 4 号」の説明をお願いします。

協第 4 号 刑部小学校児童のスクールバス乗車について

三村係長

協第 4 号 刑部小学校児童のスクールバス乗車について説明させていただきますので、資料をご覧ください。刑部小学校に通学する児童で、2 軒の家庭から乗車の要望が出されました。対象児童は、現在 3 名なのですが来年度からの要望で、1 年生が 1 名入学するので全員で 4 名の乗車要望です。まず 1 軒目の家庭は、対象児童が新 1 年生と 3 年生、5 年生の 3 名で、もう 1 軒が 6 年生の児童の計 4 名です。現在は 3 名で通学しており、行きは市営バスで学校付近のバス停で降車し通学班を組んで登校しています。帰りは刑部駅のバス停で迎えを待っているという状況です。現在、1 軒の家庭について

は、おばあさんが迎えに行っていましたがお勤めだったおじいさんが体調不良になったことと、もう1軒は牛を飼っている状態で、それぞれの家庭で迎えに行くことができない時には相互に連携して迎えに行っていたのですが、新年度からは難しくなるということで要望が出たものです。スクールバスの路線が地図に示す通り隣接の地域まで来ており、このバス停までそれぞれの家から1km弱、約1.4kmと少し離れているのですが、そこまで乗車できれば通学班で徒歩で帰ったり、家族の迎えが確保できる見込みです。学校長をはじめ、地元の民生委員や児童委員からも乗車要望に同意にするよう意見があったものです。新年度からの要望です。以上です。

城井田教育長

この要望が出た地域は、統合によらないもともとの刑部小学校区です。

三村係長

この最寄りのバス停付近は旧田治部小学校区で、申請のあった地域はもともとの刑部小学校区で、距離は相当あるもののバスに乗ることができない地域でした。

城井田教育長

この隣接の地区は、旧田治部小学区だったのでですね。バス路線でいうと近い子がバスに乗れて、遠い子が乗れないという逆転現象が起こっている例です。今までは各家庭で対応されていたのですが、それが困難になったので、そのバス停から乗せてほしいということです。

ただいまの説明について、委員の皆様から何かご質疑がありますか。

各委員

(無しの声)

城井田教育長

無いようですので、協第4号は承認とします。
次に「議第19号」の説明をお願いします。

議第19号 指定学校変更申請の承認について

上田課長

議第19号 指定学校変更申請の承認について説明させていただきますので、資料をご覧ください。前回の定例会で4月からの指定学校変更申請について一括して承認していただきましたが、今回は1世帯で生徒1名について追加申請がありました。特別支援学級への入級が適であると特別支援教育支援委員会で通知がされていました。保護者と面談し、指定校には支援学級がありませんので、支援学級のある学校へ変更を希望するものです。以上です。

城井田教育長

ただいまの説明について、委員の皆様から何かご質疑があります

か。

各委員

(無しの声)

城井田教育長

無いようですので、議第19号は承認とします。
次に「議第20号」の説明をお願いします。

議第20号 招致外国青年就業規則を廃止する規則について

上田課長

議第20号 招致外国青年就業規則を廃止する規則について説明させていただきます。これは、次の「議題21号」で新たに規則を制定するにあたって廃止するものです。いわゆるALTについて、新見市はJETプログラムを活用して小・中学校へ英語指導助手を配置していますが、その就業規則を廃止するものです。会計年度任用職員制度の施行に伴い、ALTも会計年度任用職員になるということで、それに合わせた就業規則を制定するためにこれを廃止するものです。以上です。

城井田教育長

それでは、次の「議題21号」と関わっているので、「議題21号」も続けて説明をお願いします。

議第21号 新見市招致外国青年任用規則の制定について

名越課長

議第21号 新見市招致外国青年任用規則の制定について説明させていただきますので、資料をご覧ください。先ほど説明しました廃止する就業規則の内容を、会計年度任用職員として採用することを踏まえて規則として定めたものです。全部を読み上げて説明はしませんが、任用期間や報酬、費用弁償、勤務条件、休暇や福利厚生、その他任用上必要な、ALTが守らなければならないことを定めていて、廃止した就業規則に則ってこれを制定しています。JETからこの規則のひな形がきており、全国的に対応することとなっています。なお、5ページの第15条第1項第10号に基づく規則を記述していますが、まだ施行されていないため、発番号を空けています。以上です。

城井田教育長

JETが示す案によって、今までのものを会計年度任用職員制度に対応できるように改めたということですね。

上田課長

そうです。ちなみに、会計年度任用職員は、フルタイムとパートタイムがあり、フルタイムは7時間45分勤務ですが、ALTは7時間30分勤務のパートタイムになります。現在の待遇と変化はありません。

城井田教育長

ただいまの説明について、委員の皆様から何かご質疑があります

か。

各委員

(無しの声)

城井田教育長

無いようですので、議第20号と議題21号は共に承認とします。次に「議第22号」の説明をお願いします。

議第22号 新見市立小・中学校の教育職員の業務量の適正な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する方針の策定について

上田課長

議第22号 新見市立小・中学校の教育職員の業務量の適正な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する方針の策定について説明させていただきます。国が教育職員の勤務時間のガイドラインで、上限を月45時間、年間360時間と指針に格上げして制定し、それに準じて各自治体、服務監督権者であるそれぞれの教育委員会でその方針を策定し、規則を定めるよう通知がありました。それに準じて4月1日から施行するために付議するものです。この方針は、働き方改革を進めるにあたり、教職員の勤務時間の上限を示したものです。その上限を定めるにあたり、勤務時間とはどういうものか、その把握はどうするのか、労働法制との関係はどうか、健康確保の観点からはどうなのかと、それから学校の働き方改革を引き続き推進していくという、本市の方針が示されたものです。もう少し具体的には、趣旨に記載しているように、公立学校に勤める先生方の業務量の適切な管理、サービスを監督するという一方で、先生方の健康や福祉の確保を図るためにどのようなことを市教委としてやっていくかということに記載しています。対象者は小・中学校に勤務する教職員です。また上限時間については、1か月の合計が45時間、年間360時間、ただし、排他的業務といわれる緊急的なことがあれば、1か月100時間未満、年間720時間ということも定めています。在校時間の把握については、タイムレコーダーにより、客観的に把握するということが記載しています。なお、タイムカードによる在校時間については、教育委員会でも把握することとしています。3ページは労働法制との関係ですが、健康確保に向けた取り組みを有休の消化も含めて行うよう記述しています。なお、非常に長い時間勤務するものがいた場合は、所属長は健康相談をさせるなど留意するよう記述しています。末尾には、今後も働き方改革を推進していくということを明記しています。以上です。

城井田教育長

超勤4項目といわれてきているものがあって、例えば生徒指導に関わって緊急に対応しなければならないとか、対外的な行事に関わることであつたり、土日に引率する場合などは超勤を命ずることができると、それ以外については超過勤務はないという原則的な考え方が

あります。今回はそうではなく、先生方が自分で授業準備のための研修をしたり、実際現実に学校で業務をしている時間をすべてトータルしてそれを1か月の本来の業務時間を超えて在校して働いた時間を1か月あたり45時間以内に下さい、1年の合計で360時間に下さいと法律で決められたので、それに対応するために制定するものです。今、実際にはどの程度ですか。

上田課長

平均値ですが、小学校で40時間弱、中学校が50時間弱で、若干超えている状況です。

城井田教育長

中学校の場合は、部活動があるので時間が増える要因となっています。冬の時期は、最も少なくなる時期ですが、特に今年は少ないと思います。この1か月は、時間外の業務が全くありませんから。これによって、先生方の働き方を検討していただくための材料として欲しいということです。

溝尾委員

今も皆さんタイムカードを使って管理されているのですか。

高瀬課長

タイムレコーダーを入れたのが昨年の10月頃で、運用を開始したのが今年1月からです。

溝尾委員

つい最近なのですね。

城井田教育長

それまでは、出勤簿に押印して自己申告していました。タイムカードは、今まで先生方の世界にはなかったのですが、今のところ、順調に運用されているようです。

長谷川委員

管理職の先生も、この時間内ということですか。

上田課長

教育職員の上限を決めていますので、対象になるのは教頭先生までです。教頭先生は教員ですが、校長先生は教員ではないのです。

城井田教育長

ただいまの説明について、委員の皆様から何かご質疑がありますか。

各委員

(無しの声)

城井田教育長

無いようですので、議第22号は承認とします。
次に「議第23号」の説明をお願いします。

議第23号 新見市小・中学校の教育職員の業務量の適正な管理等に関する規則の制定

について
上田課長

議第23号 新見市小・中学校の教育職員の業務量の適正な管理等に関する規則の制定について説明させていただきますので、資料をご覧ください。この規則は、県の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例に基づき制定するものです。第2条第1項では、先ほど説明した上限時間を定めています。第2項には、排他的な業務、緊急的な対応でどうしても仕事をしなければならない場合や、突発的なことがあった場合の上限を定めています。第2条でこの上限を定めることが、この規則の主旨です。以上です。

城井田教育長

先ほど協議いただいた方針に則って定める規則です。
ただいまの説明について、委員の皆様から何かご質疑がありますか。

各委員

(無しの声)

城井田教育長

無いようですので、議第23号は承認とします。
次に「報第4号」の報告をお願いします。

報第4号 新見市立中央図書館条例施行規則の一部改正について
竹元参事

報第4号 新見市立中央図書館条例施行規則の一部改正について説明させていただきます。これは、新見市立中央図書館条例の改正により、条例番号の変更に伴う改正です。同規則のうち、開館時間や休館日の変更については、2月の定例教育委員会に報告しているとおりであります。以上です。

城井田教育長

ただいまの説明について、委員の皆様から何かご質疑がありますか。

松井職務代理者

先ほど報告にありました、中央図書館の開館時間の変更について先月承認し、市民の皆さんに周知するため、カウンターに紙面を置いたり市報に記事を掲載し広報していましたが、それを踏まえて市民の皆様から何かそのことについて意見等が出ましたか。それから、今の通知では単にこうするということが市民に対して報告されていて、何のためにそうするのかということや、そうすることによって図書館の機能がどのように市民の皆様にもっと有効なサービスが提供できるのかということについての説明が、若干足りないのではないかと思います。そういったことを丁寧にやっていただくことが、図書館の運営について市民の皆様の賛同がもっと得られ、いろいろな意味で協力が得られていくということに繋がるのではないかと思います。

竹元参事	開館時間や休館日の変更について、市民の方からの直接的なご意見は事務局では聞いていません。時間の変更をなぜおこなったかということをおもわれている方はいらっしゃると思うので、事務局に持ち帰って検討したいと思います。
松井職務代理者	要望としては、実際に図書館に足を運ばれる方が一番そう思われると思うので、今カウンターにあるよりも大きな紙で、今回の改正でどういったことを狙っているのかという説明を加えたものを、利用者に配布していただければ良いのではないかと思います。
鹿島部長	今のお話しの件は、丁寧にさせていただきます。開館時間を早くして欲しいということは、利用者の方々から出た要望で、それを受けて時間を変更しました。図書館全体を、もう少し市民の方々や市外からの方々に使ってもらいやすくするために、利用料金等を改正しています。また、令和2年度には、学校図書と連動した図書システムの構築も検討しています。全体的な話として、市民の方々に理解してもらえる形で周知したいと思います。
城井田教育長	外に委員の皆様から何かご質疑がありますか。
各委員	(無しの声)
城井田教育長	以上で議事は終了しました。
7 閉 会 城井田教育長	3月定例教育委員会をこれで閉会します。 長時間ありがとうございました。
(閉会時刻)	(午後5時06分)